

住民税非課税世帯等物価高騰 重点支援給付金 (3万円/1世帯) のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等物価高騰重点支援給付金 (1世帯あたり3万円) は、住民税均等割非課税世帯や令和5年1月から9月までに家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。
- 申請 (提出) 期限は**令和5年10月31日 (火)**です。

給付金の支給額

1世帯あたり**3万円**

給付金の支給時期

役場が確認書(または申請書)を受理した日から**10~20日後**が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員の令和5年度
「**住民税均等割が非課税**」
の世帯

令和5年1月~9月の収入が
減少し「**住民税非課税相当**」表1
の収入となった世帯 (家計急変世帯)

基準日 (令和5年6月1日) 時点で
大治町に住民登録のある世帯は、
確認書が送付されておりますので、
中身を確認して、
返信してください。

※一部申請が必要な場合があります。

申請が必要です

申請時点で大治町に住民登録のある世帯は
役場窓口で申請してください。
(町ホームページより様式をダウンロードし、必要事
項を記入のうえ郵送申請することも可能です。)

※住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの
年収見込額 (令和5年1月~9月の任意の1か月
収入×12倍) が大治町住民税均等割非課税水準
以下であることを指します。

詳しくは①へ

詳しくは②へ

注意事項

受給は1世帯あたり1回限りで、重複の受給はできません。

(令和5年度非課税世帯、家計急変世帯のいずれか1回の支給です。)

給付金の支給手続き

① 令和5年度住民税(均等割)が非課税の世帯

対象者には「確認書」を令和5年6月末に発送しています。

確認書の内容(支給要件、振込先等)を確認して、速やかに返信してください。

- 確認事項**
- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
 - ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと

※世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合など、課税状況が確認できない場合は、申請が必要となります。対象と思われるのに、届いていない場合は一度お問合せください。

② 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯(家計急変世帯)〈表参照〉

給付金を受け取るには、申請が必要です。

申請書に必要事項を記入して、ご提出ください。(申請時に大治町に住民票があることが必要です。)

※詳細については、町ホームページをご覧くださいか、給付金担当へお問合せください。

※収入の減少があらかじめ明らかな月の収入減少により、給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。

●「住民税非課税相当」給与収入早見表

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額(年間)	非課税相当収入限度額(月額)
単身または扶養親族がない場合	930,000円	77,500円
扶養親族(配偶者含む) 計1名を扶養している場合	1,378,000円	114,833円
扶養親族(配偶者含む) 計2名を扶養している場合	1,683,999円	140,333円
扶養親族(配偶者含む) 計3名を扶養している場合	2,099,999円	174,999円
障害者、未成年者、寡婦、 ひとり親の場合	2,043,999円	170,333円

住民税非課税世帯等物価高騰重点支援給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、津島警察署(☎0567(24)0110)か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

問合せ

役場 民生課 給付金担当

☎(444)2711 内線165・142 受付時間
午前8時30分～午後5時(土日・祝日休み)